

二、個人情報保護法と個人史研究

森 田 明

弁護士・神奈川大学法科大学院教授

一、個人情報保護法とは⁽¹⁾⁽²⁾

(1) プライバシーと個人情報保護

プライバシーは、一九世紀末以降、私生活の暴露から保護するため、出版等の差し止めや損害賠償請求を根拠付けるべく提唱された個別救済のための権利概念である。これに対し、個人情報保護制度は、ごく普通の市民の大量の個人情報日常的に流通する社会で、自分の情報が知らないうちに収集されたり、提供した個人情報が予測を超えて利用される事態を防ぐための一般的なルールを定め、かつ本人からの開示、訂正、利用停止等の権利を保障するものである。

このようにプライバシーと個人情報保護とは異なる概念であるが、もとより無関係ではない。両者を関連付ける表現として、私生活の暴露からの保護という考え方を「一人で放っておかれる権利」(古典的なプライバシー)とし、これに対して個人情報保護制度を根拠付ける考え方を「自己情報コントロール権」(現代型のプライバシー)という

ことがある。

(2) 個人情報保護制度とは

個人情報保護制度の基本的な考え方は、一九八〇年九月のOECD（経済協力開発機構）理事会勧告の八原則に示されている。これは、①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則からなり、個人情報の取扱を「目的」を基に、収集、利用、提供、管理について規制し、あわせて、本人に開示等の権利を保障しようとするものである。

この原則は、もともとは個人データの商業利用の要請を是認した上で、行き過ぎを防ぐためのルールとして提唱されたものであるが、行政・民間を通じた原則として個人情報保護制度の進展に大きな影響を及ぼした。

その後、一九九五年一〇月以降のEU指令（「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」）などによって、より詳細な方針が示されている。

わが国では、国に先行して、地方自治体における個人情報保護条例が一九八〇年代後半以降制定されるようになった。国の法律としては、一九八八年二月に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定されたが、これは国の機関の電算情報のみを対象とするものであった。

一九九九年八月に住民基本台帳法を改正して住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を導入する際、附則で民間も含めた個人情報保護法制の整備をする旨定めたことから、急遽民間事業者も対象とする個人情報保護法を策定することとなった。

二〇〇二年八月の住基ネット施行には間に合わなかったものの、二〇〇三年五月に個人情報保護法（個人情報保護の基本原則と民間事業者への規制を規定）、行政機関個人情報保護法（一九八八年法を全面改正したものの）等の個人情報保護関連五法が成立した。

二〇〇五年四月、個人情報保護法が全面施行となり、事業者に対する具体的な義務規定が効力をもつようになり、「過剰反応」といわれる現象も含め、大きな影響をもつに至っている。

二・個人情報保護法の概要

個人情報保護法は、OECDの八原則をベースにしているとはいうものの、法律自体が大変複雑で表現も難解であり、しかも国会で内容についての審議が十分にされなかったため、解釈が難しく、混乱をきたす原因になっている。

法律の全体像は別途文献をお読みいただくこととして、³⁾ここでは本稿に必要な範囲で事業者の規制の概要を紹介する。なお、以下の条文はいずれも個人情報保護法を指す。

(1) 「個人情報」に関する規制

この法律で、個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものも含む。）」と定義されている（二条一項）。生存者に限つてはいるが、広範囲の情報が対象になる。

個人情報を取り扱うに当たつては、利用目的の特定、利用目的に必要な範囲内での利用、利用目的の通知又は公表、適正な取得が義務付けられる（一五―一八条）。

(2) 「個人データ」に関する規制

この法律では、「個人情報データベース等を構成する個人情報」を「個人データ」としている。個人情報データベースは、コンピュータのデータベースだけでなく、紙の情報でも、個人情報が容易に検索できるよう整理されているものであれば該当する（二条二、四項）。

個人データについては、内容の正確性の確保、委託先等も含む安全管理措置、第三者提供の制限が義務付けられ

ている（一九～二三条）。

（3）「保有個人データ」に関する規制

法律は、「事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行なうことができる権限を有する個人データ」を「保有個人データ」としている（二条五項）。

保有個人データについては、保有目的の通知、開示、訂正、利用停止等の求めに原則として応じなければならぬ（二四～三〇条）。

三・個人史研究と個人情報保護法

（1）適用除外と自主規制

前記の義務規定が直接適用されるのは、「個人情報取扱事業者」に限られる。個人情報データベース等を事業の用に供しているものは原則として個人情報取扱事業者にあたるが、過去六月の間に取り扱う個人情報の数が五〇〇〇件を超えないものは除外される（二条三項）。

また、個人情報保護法の定める原則には、実は多くの例外規定が設けられている。本人の同意があれば例外として認められることが多いし、例えば、「人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合」や「公衆衛生の向上のために特に必要がある場合」には、本人の同意がなくとも、目的外利用や第三者提供が許される（一六、二三条）。これらの例外規定を適正に運用しなければ、到底社会生活上の諸活動は成り立たない。この点についての理解不足が多くの過剰反応事例を招いている。

しかも、法定定の過程で一定の分野の活動は適用除外となっている。例えば、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱うときは、個人

情報取扱事業者の義務規定は適用されない(五〇条一項三号)。

医史の研究者は多くの場合この除外規定にあたると思われる。しかし、適用外となる個人情報取扱事業者であっても、「個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない」とされている(五〇条三項)。

また、個人情報保護法三条は、「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取り扱いが図られなければならない」として、一般的な個人情報保護の必要性を規定している。個人情報取扱事業者に当たらない者であっても、結局、可能な限り個人情報取扱事業者と同様の対応をとる必要がある。

そこで、医史研究、ことに個人情報を中心に扱う個人史研究については、学会として法の各規定に準じた情報取扱上のルールをつくり、発表しておくことが望ましいことになる。

(2) 個人史研究における個人情報保護の視点

小職は、医史研究ないし個人史研究ということについては門外漢であり、実情を踏まえた具体的な提案までは到底できないので、考える視点を提示することに止めざるを得ない。

① 個人史研究の必要性

今回の講演を契機に医史研究の一端を覗かせていただくところとなったが、これは大変興味深いものがあつた。比較して、法律の世界では、法制史というものはあるが、ある判決を導くに至る法曹個人の活動を調査し記録することとか、法律制定の背景となる人や運動体の動向を学問的に分析するといった活動はほとんどなく、今後試みられるべきことではないかと感じた。

こうした社会的に有用な活動である以上、個人情報（それも取り扱いに特に配慮を要するセンシティブ情報（機微にかかる情報）も多い）を収集し、公表する必要があれども、もとより研究自体が否定されるべきではなく、一定のルールを作り、守ることで、個人情報保護の問題をクリアできるものと考えるべきである。

なお、個人情報保護法では死者の情報は対象外としており、個人史研究の対象となる個人はすでに亡くなっていることも多いと思われる。しかし、その子孫等関係者が存命の場合は、保護の必要性を無視できない。

自主的なルールには、個人情報取扱事業者の義務をすべてそのまま適用する必要はないが、目的を明確にし、目的に必要な範囲で本人の同意もしくは本人が知りうる形で個人情報を収集し、原則として第三者に提供しない、本人からの開示、訂正等の求めに応ずる、といった基本的な構造は取り入れるべきであろう。以下にもう少し具体的に述べる。

② 目的の正当性、必要性の明示

まず、学会として、医史研究ないし個人史研究の正当性、必要性を素人にもわかるように明示するべきである。目的な正当性があり、そのために必要であるということが、個人情報収集の出発点である。

住民基本台帳や戸籍の取り扱いも厳格になりつつあり、研究の意義を行政機関や一般の人に理解してもらえなければ、今後個人情報の収集は困難となろう。

③ 収集、公表に当たつての原則

個人史研究は個人情報の収集や公表（一種の第三者提供である）を当然伴うが、それについて研究の意義を守りつつどのような限界を設けるかを検討する必要がある。個人情報の取り扱いについて本人の同意を得るのが原則とされるが、何もかもすべて本人の同意が必要なものではない。次にいくつかの観点を示す。

ア・情報の公知性

公刊された資料など周知性のあるものから収集し、それを積み重ねて立論することは本人の同意をえるまでもな

く可能である。

イ・対象の立場による違い

医療者自身にとっては医療者として行った活動について研究対象になることは推定的同意が認められるか、受忍すべきことと比較的言い易い。これに対し、その家族であるとか、患者の個人情報取り扱いの慎重にする必要があり、匿名性の徹底などが求められる。

ウ・公開される情報の範囲

当該研究の目的に照らし必要な範囲かどうか。たとえばある医療者の生育歴、学歴、恩師や同僚との人間関係、妻子との関係などは常に必要な情報ではないが、場合によっては（たとえば子供のころのあるいは自分の子供の病気が業績に結びつくとか、妻が研究の協力者であったなどの事情があるとき）必要にもなろう。どういった情報を集めたり発表したりしてはいけなさを一義的に決めるのは難しく、こういう趣旨でここまで書いたのだ、という「説明がつけられる」ことが重要である。

エ・公開する対象の範囲

研究者等限られた者の会合での報告か、誰でも読める刊行物の形で配布されるかなど発表のやり方にもよる。守秘義務を負う者の範囲であれば詳しい情報の開示も正当化されよう。

④本人開示、訂正、利用停止の求めに対する対応、苦情への対応

義務ではないとしても、これらの求めがあれば対応し、応じられないなら理由を説明する必要がある。なお、応じられない理由としては、例えば本人開示であれば、第三者の個人情報情報が混在している場合には拒否しうるし、訂正については何が正しいかについて見解の相違がある場合は拒むことができる。

これらの申し出にきちんと対応しないと、民事上の仮処分（出版の差し止め等）に発展してしまうおそれもある。

四・結語

個人情報保護法は、個人情報の取扱いについて、一律に是非を決めるものではなく、必要性和保護のバランスの検討を求めるものである。しかし、個人情報保護という考え方が一人歩きすることにより、研究に支障をきたすおそれ否定できない。今後も意義ある研究を続けるために、学会としてのルール（ガイドライン）を定め、公表するとともに会員に徹底することが必要であろう。

注

- (1) プライバシーと個人情報保護についての一般向けの古典的な入門書として、堀部政男「現代のプライバシー」(岩波新書、一九八〇年)。
- (2) 個人情報保護法の制定前までの動きをまとめたものとして、拙稿「個人情報保護制度の現状」(厚生科学研究費補助金エイズ対策研究事業「エイズと社会構造に関する研究」研究報告書所収、二〇〇一年)。
- (3) 個人情報保護法についての解説書は多いが、法律家から見て安心して読めるものとして、三宅弘他「個人情報保護法逐条分析と展望」(青林書院、二〇〇三年)、宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説」(有斐閣、二〇〇四年)、園部逸夫編「個人情報保護法の解説 改訂版」(ぎょうせい、二〇〇五年)があげられる。
- なお、医療分野については、僭越ながら、森田他「医療・介護分野の個人情報保護Q&A」(青林書院、二〇〇五年)がある。